

## 北秋田市担当の行政相談委員 河田 弘美さんが 「令和8年春の叙勲 受章」を市長に報告

北秋田市担当の行政相談委員 河田弘美さんは、総務大臣から行政相談委員に委嘱され、多年にわたり地域住民からの相談を受け付け、その解決に尽力されたほか、秋田県の行政相談委員のリーダーの一人として行政相談制度の普及に貢献された功績が認められ、**瑞宝双光章(行政相談功労)**が授与されました。

去る5月19日に東京都において伝達式が執り行われ、**全国の行政相談委員の代表として、総務大臣から勲記等をお受けいたしましたので、津谷永光市長に対し、河田委員から受章の報告をいたします。**

### 北秋田市担当の行政相談委員

かわた ひろみ  
**河田 弘美** さん (81 歳)



※河田さんの功績等については、次ページを御参照ください。

### 【令和8年春の叙勲受章の津谷市長への御報告】

日時： 6月15日(月) 11時00分～

場所： 北秋田市役所 本庁舎2階 応接室

(北秋田市花園町19-1)

#### 【行政相談委員とは】

行政相談委員法に基づき、総務大臣が委嘱する民間ボランティア(任期2年)。地域の方々から国の仕事に関する苦情などの相談を受け付け、助言や関係機関への通知を行っています。

各市町村に1人以上配置されています(全国で約5,000人、秋田県内で82人、北秋田市で4名(令和8年6月現在))。

総務省行政相談センター  
**まくみみ秋田**





<本件照会先>

秋田行政監視行政相談センター

行政監視行政相談課 坂下、大越

電話：018-824-1426

## 【河田弘美さんの功績等】

氏 名 等	氏 名 河田 弘美 (かわた ひろみ) 81歳 担当地区 北秋田市 委嘱年月 平成19年4月 委嘱期間 19年2箇月
主 な 表 彰 歴	東北管区行政評価局長表彰 (平成29年5月) 総務大臣表彰 (令和元年10月)
団 体 役 員 歴	秋田行政相談委員協議会理事 (平成22年5月～現在)
主 な 活 動 実 績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 毎月1回、定例行政相談所を北秋田市交流センターにおいて開設</li> <li>・ 毎年、行政相談月間に北秋田市内の体育館で開催される産業祭において、同市担当の3名の行政相談委員と協働し、地域住民に向けて積極的な広報活動を行うなど、行政相談委員制度の利用促進活動も積極的に展開</li> </ul>
主 な 解 決 事 例	<p>件名：県道沿いの歩道に繁茂している雑草の除去について</p> <p>【相談要旨】                  中学生の通学路にもなっている歩道に雑草が繁茂している。近隣にクマが出没しているため、安全確保の観点から早急に除草してほしい。</p> <p>【処理概要】                  相談を受けた河田委員は現地確認後、歩道沿いに雑草が繁茂している状況を確認した。委員は、北秋田市を通じ、秋田県の担当課に対応を依頼したところ、速やかに除草された。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>(改善前)</p>  </div> <div style="font-size: 2em; color: blue;">➔</div> <div style="text-align: center;"> <p>(改善後)</p>  </div> </div>

## ◆ 行政談とは？

行政相談は、国の行政などへの苦情や意見・要望を受け付け、担当行政機関とは異なる立場から、その解決や実現を促進するとともに、行政の制度及び運営の改善にいかす仕組みです。

## ◆ 行政相談委員とは？

行政相談委員は、**総務大臣が委嘱した民間有識者**で、全国に約5,000人（各市町村に一人以上、秋田県内では82人）配置されています。

国民の皆様から、国の行政活動全般に関する苦情や相談を受け付け、相談者への助言や関係機関に対する通知などを**ボランティア**として行っており、行政相談制度の広報活動も行っています。

## ◆ ご相談はこちら

行政相談は、以下により電話、対面、郵便、インターネット等で受け付けています。



電話



郵便



対面



WEB



〒010-0951 秋田市山王 7-1-3 秋田合同庁舎 4階  
(担当) 秋田行政監視行政相談センター 主任行政相談官室  
行政苦情 110 番 **0570-090-110**  
インターネットによる行政相談

**インターネットによる行政相談の受付**

**行政相談受付** **検索** 

[https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/hyouka/soudan.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan.html)

## 行政相談委員による行政相談所（定例相談所）

「行政相談委員が開設する相談所一覧」(※) 又は市町村広報誌等をご確認ください。



※ 行政相談委員が開設する相談所一覧（令和8年度）

